

3大疾病保障付機関団体信用生命保険(共済)による債務弁済委託約款

(定義)

第1条 この約款で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号の定めどおりといたします。

一 公庫等 沖縄振興開発金融公庫又は独立行政法人福祉医療機構

二 機構 独立行政法人住宅金融支援機構

三 申込者 本契約の申込みを行う者

四 団信加入者 機構と本契約を締結し、機構が生命保険会社との間に締結した団体信用生命保険契約(以下単に「団体信用生命保険契約」といいます。)の被保険者となった者

五 債務者 公庫等に対し債務を負担する者

六 保険約款等 団体信用生命保険普通保険約款、団体信用生命保険3大疾病保障特約、団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払に関する特則及び団体信用生命保険3大疾病保障特約の3大疾病保険金の支払の対象となる悪性新生物に関する特則

七 特約料 公庫等の債務の弁済を機構に委託するために、団信加入者が機構に支払う金銭

(目的)

第2条 機構は、団信加入者が死亡し、又は保険約款に定める高度障害の状態(以下「高度障害状態」といいます。)若しくは3大疾病保険金の支払事由に該当する状態(以下「3大疾病罹患状態」といいます。)に至り、機構が生命保険会社から保険金の支払を受けた場合には、団信加入者が公庫等に対して負担する債務を弁済いたします。

(団信加入者の資格)

第3条 申込者が団信加入者となるためには、次の各号に該当することを要します。

一 自ら居住するための住宅若しくは親族の居住の用に供するため自ら居住する住宅以外の住宅又はこれらの住宅と併せて自ら使用する非住宅若しくは親族が使用する非住宅を必要とする者で、次のいずれかに該当することであること。

イ 公庫等から住宅資金の融資を受ける者

ロ 債務者の死亡(民法(明治29年法律89号)第30条の規定による失踪の宣告を受けた場合を含む。以下同じ。)により当該者の債務(イの住宅資金の融資に係る債務に限ります。以下同じ。)を相続する者(当該者の連帯債務者が団信加入者である場合を除く。)

ハ 債務者の全部又は一部の脱退により債務を引き受けける者で、当該債務について団信加入者が存しない場合に、引き続き当該債務の債務者として残る者又は新たに当該債務を引き受けける者

ニ 団信加入者が満80歳に達したことにより解約となった場合の当該団信加入者の連帯債務者

二 幹事生命保険会社に対し3大疾病保障特約付団体信用生命保険申込書兼告知書(以下「申込書兼告知書」といいます。)を提出し、幹事生命保険会社から加入承諾を受ける者であること。

三 申込書兼告知書により告知した日現在において、満15歳以上満51歳未満の者であること。

四 所定の特約料を機構に払い込んだ者であること。

(契約の成立)

第4条 本契約は、申込者が前条各号に該当した場合、次の各号に掲げる者に応じて、当該各号に定める日(以下「団信委託日」といいます。)に成立するものとします。

一 前条第1号イに該当する申込者 公庫等から資金(資金を分割して受け取る場合は、最終回資金)を受け取る日

二 前条第1号ロに該当する申込者 公庫等に対して当該債務の相続を届け出た日から30日以内の期間(以下「相続団信申込期間」といいます。)において特約料を払い込む日

三 前条第1号ハに該当する申込者 公庫等と当該債務の引受けに係る契約を締結する日

四 前条第1号ニに該当する申込者 団信加入者が満80歳に達した日の属する月の翌月1日から30日以内の期間(以下「脱退年齢団信申込期間」といいます。)において特約料を払い込む日

五 前条第1号丙に該当する申込者 団信加入者が満51歳未満の者であること。

六 前条第1号丁に該当する申込者 団信加入者が満15歳未満の者であること。

七 前条第1号戊に該当する申込者 団信加入者が満8歳未満の者であること。

八 前条第1号己に該当する申込者 団信加入者が満12歳未満の者であること。

九 前条第1号庚に該当する申込者 団信加入者が満15歳未満の者であること。

十 前条第1号辛に該当する申込者 団信加入者が満18歳未満の者であること。

十一 前条第1号壬に該当する申込者 団信加入者が満21歳未満の者であること。

十二 前条第1号癸に該当する申込者 団信加入者が満24歳未満の者であること。

十三 前条第1号甲に該当する申込者 団信加入者が満27歳未満の者であること。

十四 前条第1号乙に該当する申込者 団信加入者が満30歳未満の者であること。

十五 前条第1号丙に該当する申込者 団信加入者が満33歳未満の者であること。

十六 前条第1号丁に該当する申込者 団信加入者が満36歳未満の者であること。

十七 前条第1号戊に該当する申込者 団信加入者が満39歳未満の者であること。

十八 前条第1号己に該当する申込者 団信加入者が満42歳未満の者であること。

十九 前条第1号庚に該当する申込者 団信加入者が満45歳未満の者であること。

二十 前条第1号辛に該当する申込者 団信加入者が満48歳未満の者であること。

二十一 前条第1号壬に該当する申込者 団信加入者が満51歳未満の者であること。

二十二 前条第1号癸に該当する申込者 団信加入者が満54歳未満の者であること。

二十三 前条第1号甲に該当する申込者 団信加入者が満57歳未満の者であること。

二十四 前条第1号乙に該当する申込者 団信加入者が満60歳未満の者であること。

二十五 前条第1号丙に該当する申込者 団信加入者が満63歳未満の者であること。

二十六 前条第1号丁に該当する申込者 団信加入者が満66歳未満の者であること。

二十七 前条第1号戊に該当する申込者 団信加入者が満69歳未満の者であること。

二十八 前条第1号己に該当する申込者 団信加入者が満72歳未満の者であること。

二十九 前条第1号庚に該当する申込者 団信加入者が満75歳未満の者であること。

三十 前条第1号辛に該当する申込者 団信加入者が満78歳未満の者であること。

三十一 前条第1号壬に該当する申込者 団信加入者が満81歳未満の者であること。

三十二 前条第1号癸に該当する申込者 団信加入者が満84歳未満の者であること。

三十三 前条第1号甲に該当する申込者 団信加入者が満87歳未満の者であること。

三十四 前条第1号乙に該当する申込者 団信加入者が満90歳未満の者であること。

三十五 前条第1号丙に該当する申込者 団信加入者が満93歳未満の者であること。

三十六 前条第1号丁に該当する申込者 団信加入者が満96歳未満の者であること。

三十七 前条第1号戊に該当する申込者 団信加入者が満99歳未満の者であること。

三十八 前条第1号己に該当する申込者 団信加入者が満102歳未満の者であること。

三十九 前条第1号庚に該当する申込者 団信加入者が満105歳未満の者であること。

四十 前条第1号辛に該当する申込者 団信加入者が満108歳未満の者であること。

四十一 前条第1号壬に該当する申込者 団信加入者が満111歳未満の者であること。

四十二 前条第1号癸に該当する申込者 団信加入者が満114歳未満の者であること。

四十三 前条第1号甲に該当する申込者 団信加入者が満117歳未満の者であること。

四十四 前条第1号乙に該当する申込者 団信加入者が満120歳未満の者であること。

四十五 前条第1号丙に該当する申込者 団信加入者が満123歳未満の者であること。

四十六 前条第1号丁に該当する申込者 団信加入者が満126歳未満の者であること。

四十七 前条第1号戊に該当する申込者 団信加入者が満129歳未満の者であること。

四十八 前条第1号己に該当する申込者 団信加入者が満132歳未満の者であること。

四十九 前条第1号庚に該当する申込者 団信加入者が満135歳未満の者であること。

五十 前条第1号辛に該当する申込者 団信加入者が満138歳未満の者であること。

五十一 前条第1号壬に該当する申込者 団信加入者が満141歳未満の者であること。

五十二 前条第1号癸に該当する申込者 団信加入者が満144歳未満の者であること。

五十三 前条第1号甲に該当する申込者 団信加入者が満147歳未満の者であること。

五十四 前条第1号乙に該当する申込者 団信加入者が満150歳未満の者であること。

五十五 前条第1号丙に該当する申込者 団信加入者が満153歳未満の者であること。

五十六 前条第1号丁に該当する申込者 団信加入者が満156歳未満の者であること。

五十七 前条第1号戊に該当する申込者 団信加入者が満159歳未満の者であること。

五十八 前条第1号己に該当する申込者 団信加入者が満162歳未満の者であること。

五十九 前条第1号庚に該当する申込者 団信加入者が満165歳未満の者であること。

六十 前条第1号辛に該当する申込者 団信加入者が満168歳未満の者であること。

六十一 前条第1号壬に該当する申込者 団信加入者が満171歳未満の者であること。

六十二 前条第1号癸に該当する申込者 団信加入者が満174歳未満の者であること。

六十三 前条第1号甲に該当する申込者 団信加入者が満177歳未満の者であること。

六十四 前条第1号乙に該当する申込者 団信加入者が満180歳未満の者であること。

六十五 前条第1号丙に該当する申込者 団信加入者が満183歳未満の者であること。

六十六 前条第1号丁に該当する申込者 団信加入者が満186歳未満の者であること。

六十七 前条第1号戊に該当する申込者 団信加入者が満189歳未満の者であること。

六十八 前条第1号己に該当する申込者 団信加入者が満192歳未満の者であること。

六十九 前条第1号庚に該当する申込者 団信加入者が満195歳未満の者であること。

七十 前条第1号辛に該当する申込者 団信加入者が満198歳未満の者であること。

七十一 前条第1号壬に該当する申込者 団信加入者が満201歳未満の者であること。

七十二 前条第1号癸に該当する申込者 団信加入者が満204歳未満の者であること。

七十三 前条第1号甲に該当する申込者 団信加入者が満207歳未満の者であること。

七十四 前条第1号乙に該当する申込者 団信加入者が満210歳未満の者であること。

七十五 前条第1号丙に該当する申込者 団信加入者が満213歳未満の者であること。

七十六 前条第1号丁に該当する申込者 団信加入者が満216歳未満の者であること。

七十七 前条第1号戊に該当する申込者 団信加入者が満219歳未満の者であること。

七十八 前条第1号己に該当する申込者 団信加入者が満222歳未満の者であること。

七十九 前条第1号庚に該当する申込者 団信加入者が満225歳未満の者であること。

八十 前条第1号辛に該当する申込者 団信加入者が満228歳未満の者であること。

八十一 前条第1号壬に該当する申込者 団信加入者が満231歳未満の者であること。

八十二 前条第1号癸に該当する申込者 団信加入者が満234歳未満の者であること。

八十三 前条第1号甲に該当する申込者 団信加入者が満237歳未満の者であること。

八十四 前条第1号乙に該当する申込者 団信加入者が満240歳未満の者であること。

八十五 前条第1号丙に該当する申込者 団信加入者が満243歳未満の者であること。

八十六 前条第1号丁に該当する申込者 団信加入者が満246歳未満の者であること。

八十七 前条第1号戊に該当する申込者 団信加入者が満249歳未満の者であること。

八十八 前条第1号己に該当する申込者 団信加入者が満252歳未満の者であること。

八十九 前条第1号庚に該当する申込者 団信加入者が満255歳未満の者であること。